

# 通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準

令和4年2月16日制定  
令和7年4月1日一部改正  
長野県県民文化部長

## 第1 総則

### 1 趣旨

- (1) 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者が通信教育連携協力施設を設ける場合の設置認可については、学校教育法、高等学校通信教育規程その他の法令の規定、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（令和3年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知）」及び「私立学校等の設置等に関する審査基準（令和7年3月18日長野県県民文化部長通知）」によるほか、この審査基準の定めるところによる。
- (2) 通信教育連携施設の新設又は変更はもとより、設けた後の運営についても同様とする。

### 2 通信教育連携協力施設

- (1) 通信教育連携協力施設の連携協力内容について、実施校と連携協力施設の設置者との間であらかじめ文書により取り決めが行われるものであること。
- (2) 通信教育連携協力施設の名称は、実施校の施設であるかのような誤解を招くものではなく、実施校の面接指導等実施施設又は学習等支援施設であることを明確に表示するものであること。
- (3) 通信教育連携協力施設の位置、施設及び設備等は、教育上、保健衛生上及び安全上適切なものであること。
- (4) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、高等学校通信教育規程第10条の2第1項及び第2項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。
- (5) 面接指導、試験等（以下「面接指導等」という。）の実施時に限らず、生徒が施設を利用している間は、生徒の安全や緊急時の対応のため、通信教育連携協力施設等の職員が常駐するものであること。
- (6) 授業料、入学料及びその他の費用について、実施校が行う高等学校通信教育に係る費用と通信教育連携教育施設が独自に行う活動等に係る費用が明確に区分され、生徒及び保護者に示されるものであること。
- (7) 通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内とし、その定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。
- (8) 通信教育連携協力施設を長野県の区域外に設ける場合、当該施設所在地の都道府県知事が定める基準を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。なお、この審査基準と他の都道府県知事が定める基準が異なる場合は、施設を利用する生徒の教育環境の向上に資することを旨として、解釈するものであること。
- (9) 学校法人が、他の学校法人等が設置する実施校の通信教育連携協力施設を設け、又は施設を貸与する場合は、収益事業（教育、学習支援事業又は不動産事業）として寄附行為に規定し、所轄庁の認可を受けるものであること。

### 3 長野県知事所轄外の実施校への適用

- (1) この審査基準は、長野県知事所轄外の実施校の設置者が長野県内に設ける通信教育連携協力施設について、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）第 10 条の 2 第 3 項に規定する確認を行うに当たり参酌する基準とする。
- (2) 長野県知事所轄外の私立の実施校が長野県に通信教育連携教育施設を設ける場合は、所轄庁に対し、この審査基準を踏まえるよう協力を要請する。
- (3) 長野県知事所轄外の私立の実施校が長野県を通信教育区域とする場合は、所轄庁に対し、実施校の設置者が長野県内に面接指導等実施施設を設けることを求めるよう協力を要請する。

### 4 適用期日

- (1) この審査基準は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- (2) 適用の日において現に存する通信教育連携協力施設がこの審査基準又は施設所在地の都道府県知事が定める基準を満たさない場合は、教育上、保健衛生上及び安全上支障がないときに限り、適用の日において現に在籍する生徒が卒業するまでの間は、引き続き使用することができること。
- (3) 適用の日において現に存する通信教育連携協力施設に係る学則（第 2、5（1）及び第 3、3（1））については、同日以後最初に学則の変更を申請する日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までの間は、従前の例によることができる。

## 第 2 面接指導等実施施設

### 1 通信教育区域と面接指導等実施施設

- (1) 長野県の区域外を通信教育区域とする場合は、通信教育区域とする都道府県ごとに面接指導等実施施設を設けること。  
ただし、首都圏、中京及び関西の一部区域において、都道府県の区域を越えて円滑な生徒の移動が可能な場合は、隣接する都道府県も通信教育区域とする面接指導等実施施設を設けることができるものであること。  
首都圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県  
中京：岐阜県、愛知県及び三重県  
関西：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県
- (2) 生徒は、居住する通信教育区域にかかわらず、面接指導を受ける施設（実施校又は面接指導等実施施設）を選択することができるよう配慮されるものであること。
- (3) 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。

### 2 編制

面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、40 人を超えないものであること。

### 3 施設、設備、教具及び校具

- (1) 面接指導等を行う教科・科目等に応じて必要な施設、設備、教具及び校具が確保されているものであること。
- (2) 実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。
- (3) 面接指導等実施施設ごとの定員又は同時に施設を利用する生徒数に応じ、次の面積が確保されるものであること。

なお、共用する他施設が教育上、保健衛生上及び安全上支障がない場合には、確保する面積に他の施設との共用部分を含むことができるものとする。

生徒数	面積(m <sup>2</sup> )
40人まで	130
40人以上	130+2.3×(生徒総定員-40)

- (4) 他の学校又は施設を面接指導等実施施設とする場合は、施設を安定的に使用する権原が契約等で定められるものであること。

### 4 教職員の業務内容

添削指導、面接指導、試験その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務は、実施校の教職員が行うものであることを踏まえて、実施校との間で、面接指導等実施施設の職員の業務内容が明確に定められ、生徒及び保護者に示されるものであること。

### 5 学則への記載

- (1) 次に掲げる事項を通信教育連携協力施設ごとに学則で定めるものとする。
  - 一 名称
  - 二 位置
  - 三 定員
  - 四 通信教育を行う区域
  - 五 授業料、入学料及びその他の費用（高等学校通信教育に係るものに限る）
- (2) 面接指導等実施施設に係る学則の認可申請又は届出には、別に定める施設調書を添付するものとする。

## 第3 学習等支援施設

### 1 設置区域

学習等支援施設は、通信教育区域とする都道府県に設けることができるものであること。

### 2 職員の業務内容

学習等支援施設の職員は、実施校の生徒の学習面・生活面での支援等を行い、添削指導、面接指導、試験その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務には従事できないものであること。

### 3 学則への記載

(1) 次に掲げる事項を学習等支援施設ごとに学則で定めるものとする。

- 一 名称
- 二 位置
- 三 定員
- 四 関連する面接指導等を行う施設

(2) 学習等支援施設に係る学則の認可申請又は届出には、別に定める施設調書を添付するものとする。